

さいたま市告示第 1042 号

さいたま市環境影響評価条例（平成 15 年さいたま市条例第 32 号）第 36 条の規定により、さいたま市緑区大門において実施されている「(仮称)センコーグループ浦和物流センター計画」に係る事後調査書（工事中及び存在・供用時）の提出があった旨及び縦覧の場所等を公告するものである。

令和 8 年 6 月 24 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 事業概要

(1) 事業者の名称、代表者氏名及び所在地

名 称 センコーグループホールディングス株式会社

代表者氏名 代表取締役社長 福田 泰久

所 在 地 東京都江東区潮見 2 丁目 8 番 10 号 潮見 S I F ビル

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

名 称 (仮称)センコーグループ浦和物流センター計画

種 類 高層建築物の建設

大規模建築物の建設

開発行為に係る事業

規 模 高 さ 約 40 メートル

延床面積 約 72,743 平方メートル

面 積 約 4.74 ヘクタール

(3) 対象事業実施区域 さいたま市緑区大門

(4) 関係地域の範囲 さいたま市緑区、岩槻区及び川口市のうち、対象事業実施区域の周囲 1.5 キロメートル以内の地域

2 縦覧場所

(1) さいたま市役所 7 階 環境局環境共生部環境対策課

(2) 緑区役所及び岩槻区役所情報公開コーナー

(3) 美園図書館、岩槻図書館、岩槻東部図書館、岩槻駅東口図書館、東浦和図書館、美園公民館、川口市環境部環境総務課

3 縦覧期間及び縦覧時間

期間：令和 8 年 6 月 24 日（水）から令和 8 年 7 月 24 日（金）まで

時間：縦覧場所(1)及び(2)は開庁日の午前 9 時から午後 4 時 30 分まで。(3)は各施設の開館時間によります。

4 意見書

事後調査書（工事中及び存在・供用時）の内容について環境の保全の見地からの意見を有する者は、さいたま市長に対し意見書の提出により意見を述べることができます。

意見書提出期限 令和 8 年 8 月 7 日（金）必着（郵送の場合は当日消印有効）

【提出先・提出方法】郵送または電子メールのいずれかの方法によります。

郵送の場合

住所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号

宛名：さいたま市役所 環境対策課

電子メールの場合

メールアドレス：kankyo-taisaku@city.saitama.lg.jp